

別海町畜産環境に関する条例の施行について

条例の規制基準に対応するため、農家の方の準備や町の施策を実施する期間として「規制基準の設定と取締りに係る部分」については3年間の猶予期間を置き平成29年4月1日から、それ以外については平成26年4月1日から施行します。

猶予期間で実施する町の主な施策

年次計画の策定

- 猶予期間における施策について、年次計画を立てて実施します。

農業者支援策など施策の実施

- 農業者が規制基準を遵守するために必要な施設整備などの支援や、良好な水環境の保全に資する事業を実施します。

農業者に有益な家畜排せつ物処理方法の研究提案等

- 家畜排せつ物の管理と利用における課題について研究機関と検討します。

家畜排せつ物管理適正化指導チームの重点活動

- 家畜排せつ物管理適正化指導チームの取組活動による巡回重点指導・助言などを実施します。

要望、提案の実施

- 国などに対し要望や提案をしていきます。

情報の透明化

- 施策の進捗状況など、情報の透明化に努めます。